追加資料２

第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画
量の見込みと確保方策について

１．幼児教育・保育の見込量及び確保方策

子どもの人口（推計）について

全体としては、子どもは減少傾向にありますが、開発等の効果で0～2歳は1,100人前後で推移する見込みです。

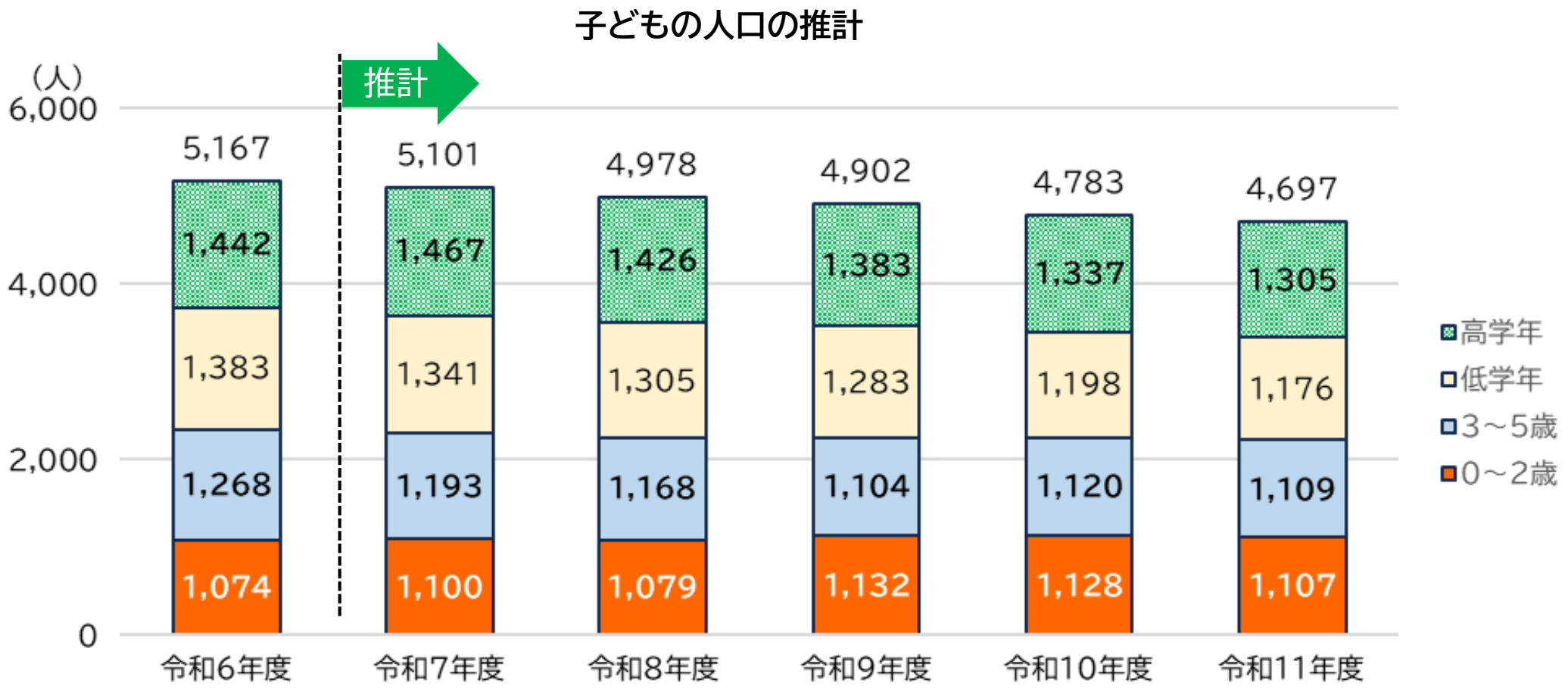

認定区分について

①1号認定

対象：子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭

利用施設：幼稚園及び認定こども園

②2号認定（幼稚園等希望）

対象：子どもが3歳以上の共働き家庭等

利用施設：幼稚園＋預かり保育

③2号認定（保育所（園）希望）

対象：子どもが3歳以上の共働き家庭等

利用施設：保育所（園）及び認定こども園等

④3号認定（0～2歳）

対象：子どもが0～2歳の共働き家庭等

利用施設：保育所（園）及び認定こども園、地域型保育等

3～5歳

0～2歳

１～３号の推移と推計

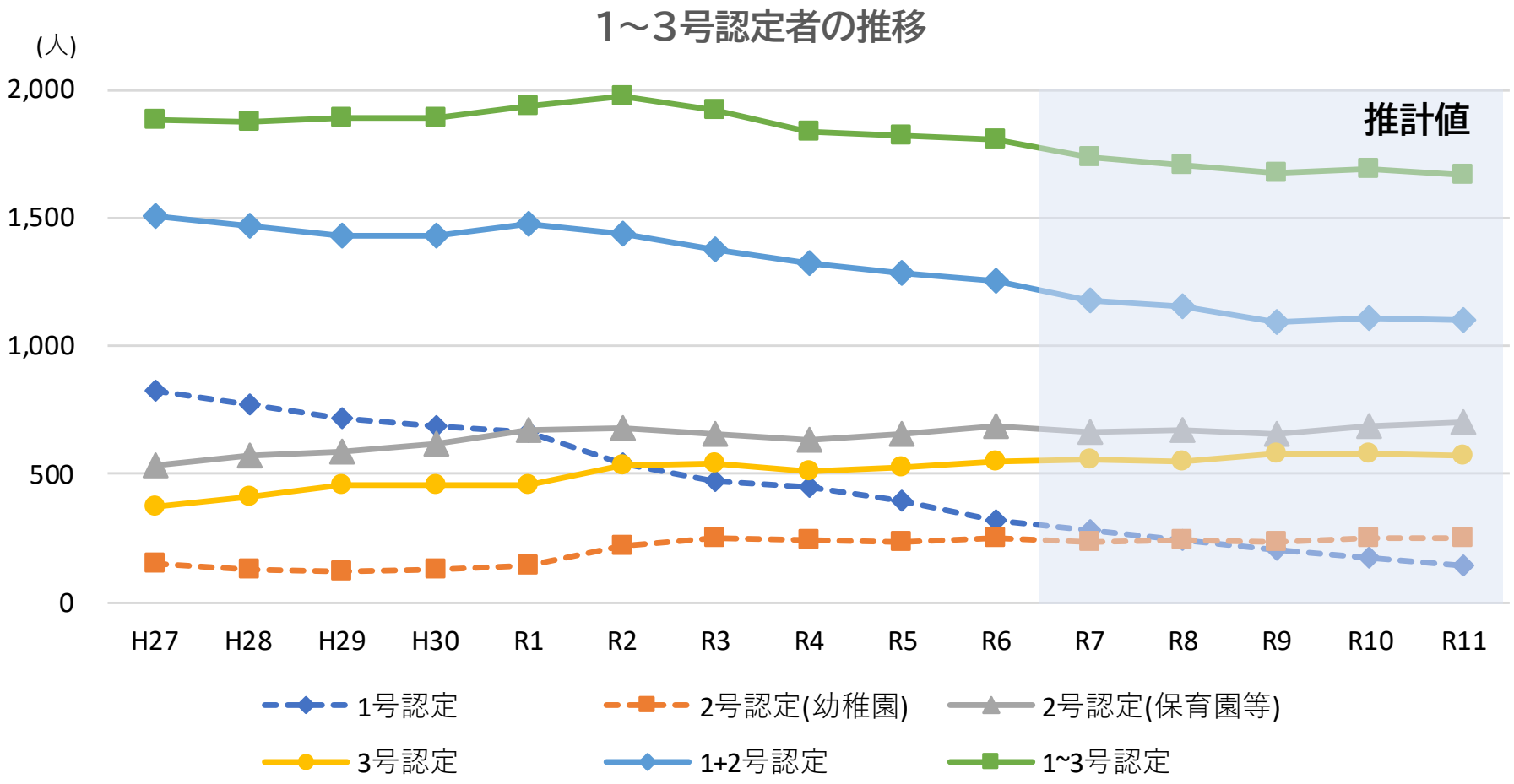

・全体としては、令和2年度以降、減少傾向にあります。

・1号認定（幼稚園利用）は減少傾向にあります。

・2号認定は、幼稚園利用分保育園等利用分ともに増加傾向にあります。

・3号認定は増加傾向にあります。

１号認定＋２号認定（幼稚園）の充足状況

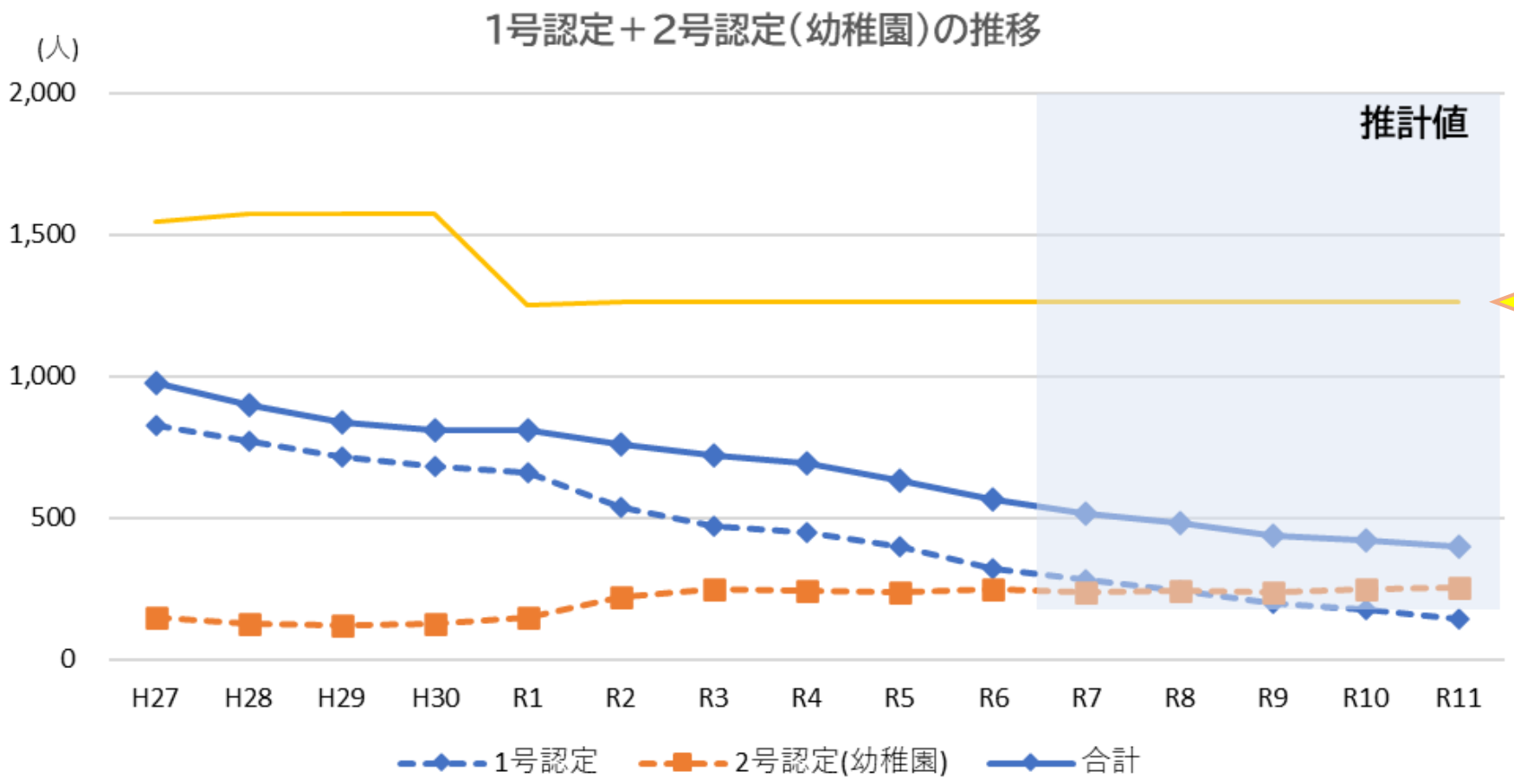

幼稚園定員

・全体としては、減少傾向にあります。

・1号認定（幼稚園利用）は減少傾向にあります。

・2号認定（幼稚園）は、増加傾向にあります。

・いずれも現状の幼稚園の定員で充足する見込みです。

２号認定（保育園）＋３号認定の充足状況

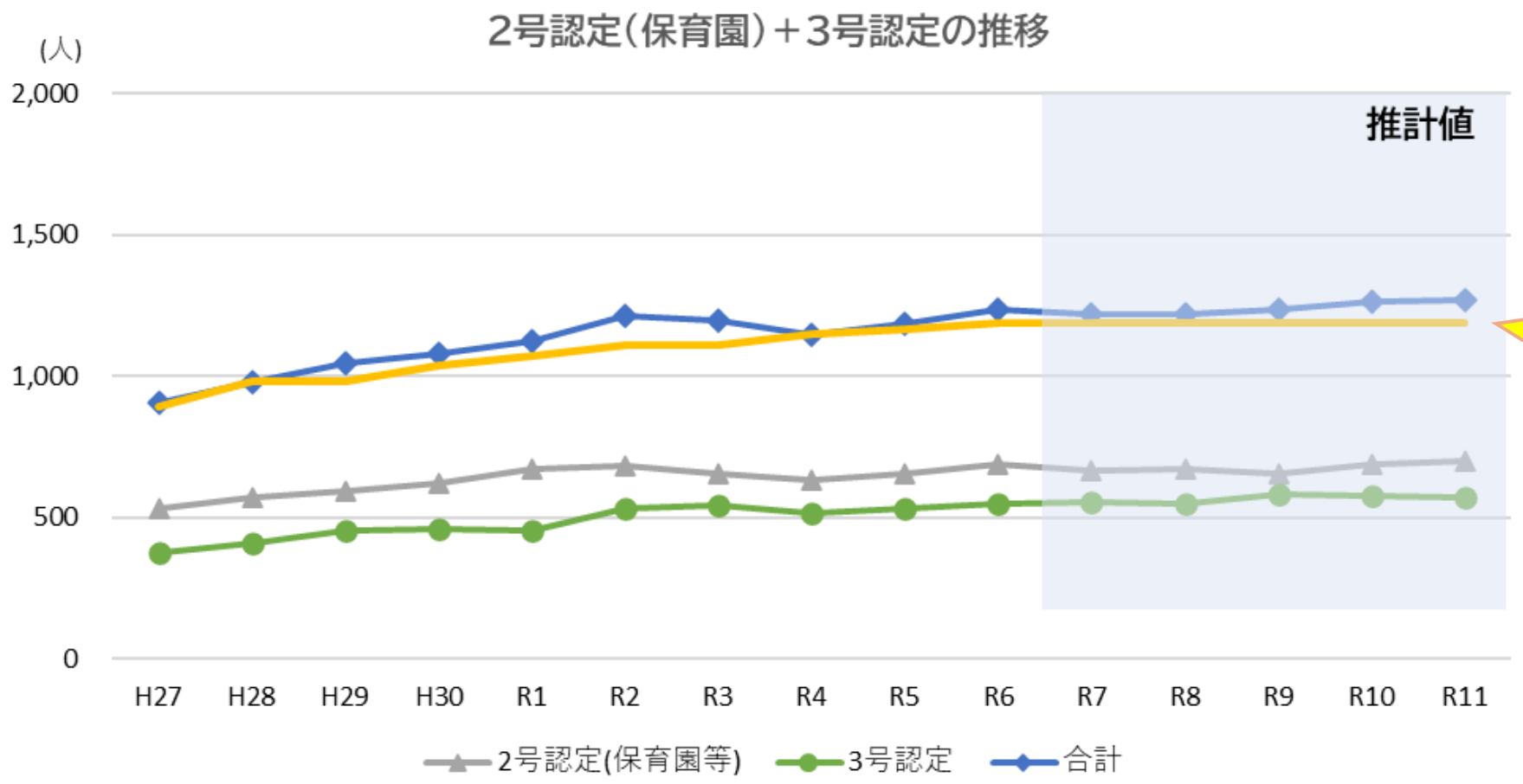

・全体としては、増加傾向にあります。

・2号認定（保育園等利用）は開発等の影響もあり、令和11年度には増加するものと見込まれます。

保育園等定員

・3号認定も、同様に令和9年度ごろに増加が見込まれます。

・保育園等の定員だけでなく幼稚園（預かり保育利用）等の利用も促しながら、定員を確保する必要があります。

２．地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
1　利用者支援事業	保護者に対し、利用できる子育て支援サービス等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行う事業。野洲市子育て支援センター等で実施。
2　地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）で、相談支援や交流促進を行う事業。
3　妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4　乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業。地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問もある。
5　養育支援訪問事業	育児に関する不安が強いなど、課題のある家庭に対して、訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業。また、要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
6　子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ、トワイライトステイ）。守山市内の法人に委託をしている。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
7　子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センターのこと。子育て中の保護者を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
8　一時預かり事業	①幼稚園の預かり保育 　幼稚園の在園児を対象として、時間外の預かり保育を行う事業。 ②幼稚園以外の預かり保育 　家庭での養育が困難な場合や、保護者の子育ての負担軽減が必要な場合に、一時的に預かりを行う事業。
9　延長保育事業	保育園等の通所の保育時間を超えて、保育を行う事業。
10　病児保育事業	病気または病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
11　放課後児童健全育成事業	学童保育のこと。保護者が労働等の理由により、小学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
12　実費徴収に係る補足給付を行う事業	家庭の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用または行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置等を促進する事業。
14　妊婦等包括相談支援事業【新規】	主に妊婦・その配偶者等に対し、面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業。個人給付と一体的に実施する。
15　乳児等通園支援事業【新規】	「こども誰でも通園制度」として、令和8年度から全国的に実施される事業。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する。
16　産後ケア事業【新規】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。本市では令和3年度から実施。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
17　子育て世帯訪問支援事業 【新規】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
18　児童育成支援拠点事業 【新規】	養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える課題に応じた支援を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業。
19　親子関係形成支援事業 【新規】	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業。

※17～19の実施は努力義務。今後、実施を検討します。

地域子ども・子育て支援事業の推計と充足状況

事業名	事業概要
1　利用者支援事業	保護者に対し、利用できる子育て支援サービス等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行う事業。野洲市子育て支援センター等で実施。

【事業方針】
野洲市子育て支援センター（基本型）、健康福祉センター（こども家庭センター型）の2か所で実施します。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
2　地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）で、相談支援や交流促進を行う事業。

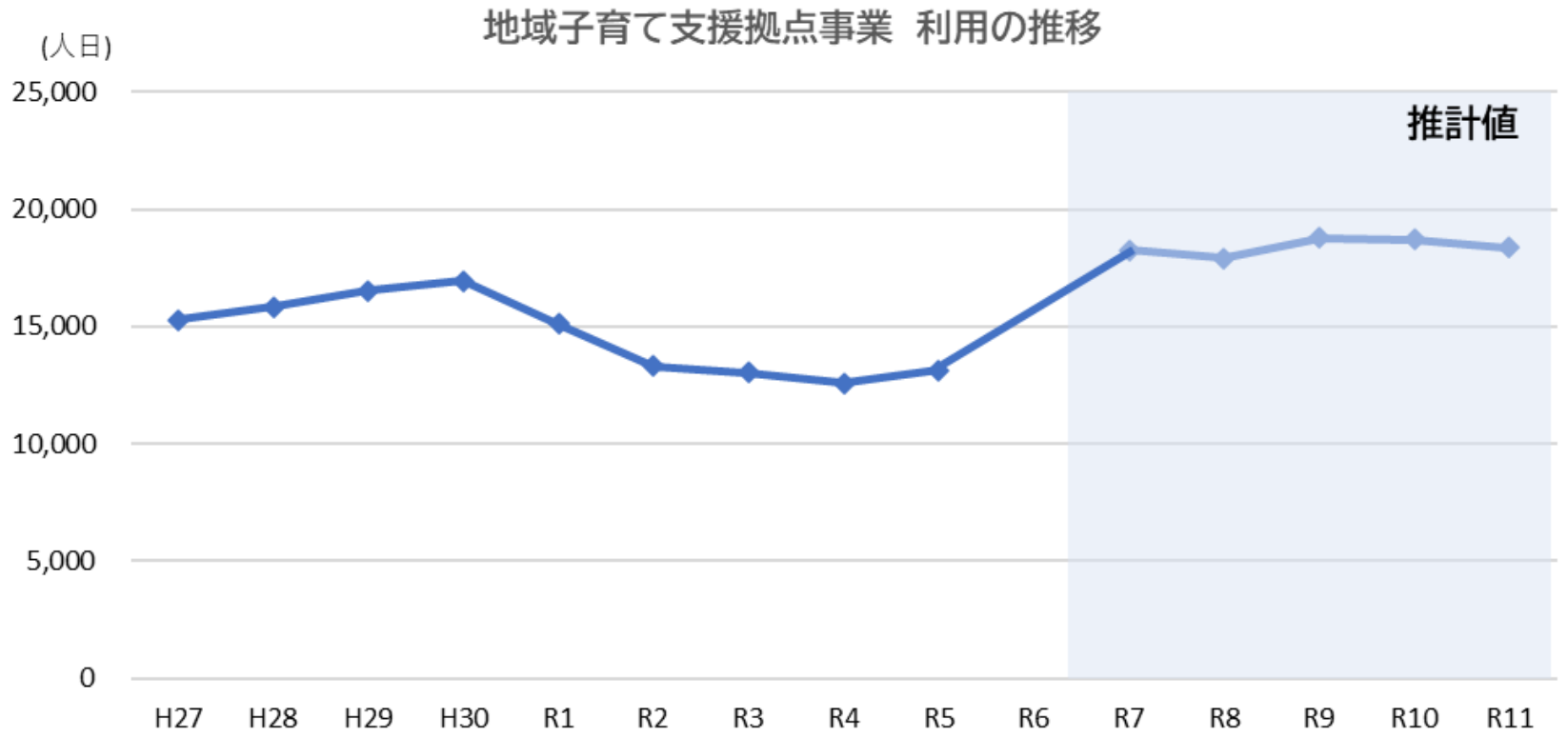

・令和2～5年度にかけて平成30年度以前よりも低水準になっており、コロナ禍の影響と考えられます。

・0～2歳の未就園児にとって、重要な事業であり、コロナ禍による行動制限がなくなったことから、利用の増加を見込みます。

・市内3か所の子育て支援センターで充足するものと見込みます。

算出式：[R5利用実績]13,124人日×[アンケート調査による利用希望補正率]1.45×[当該年度の人口増減率]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
３　妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

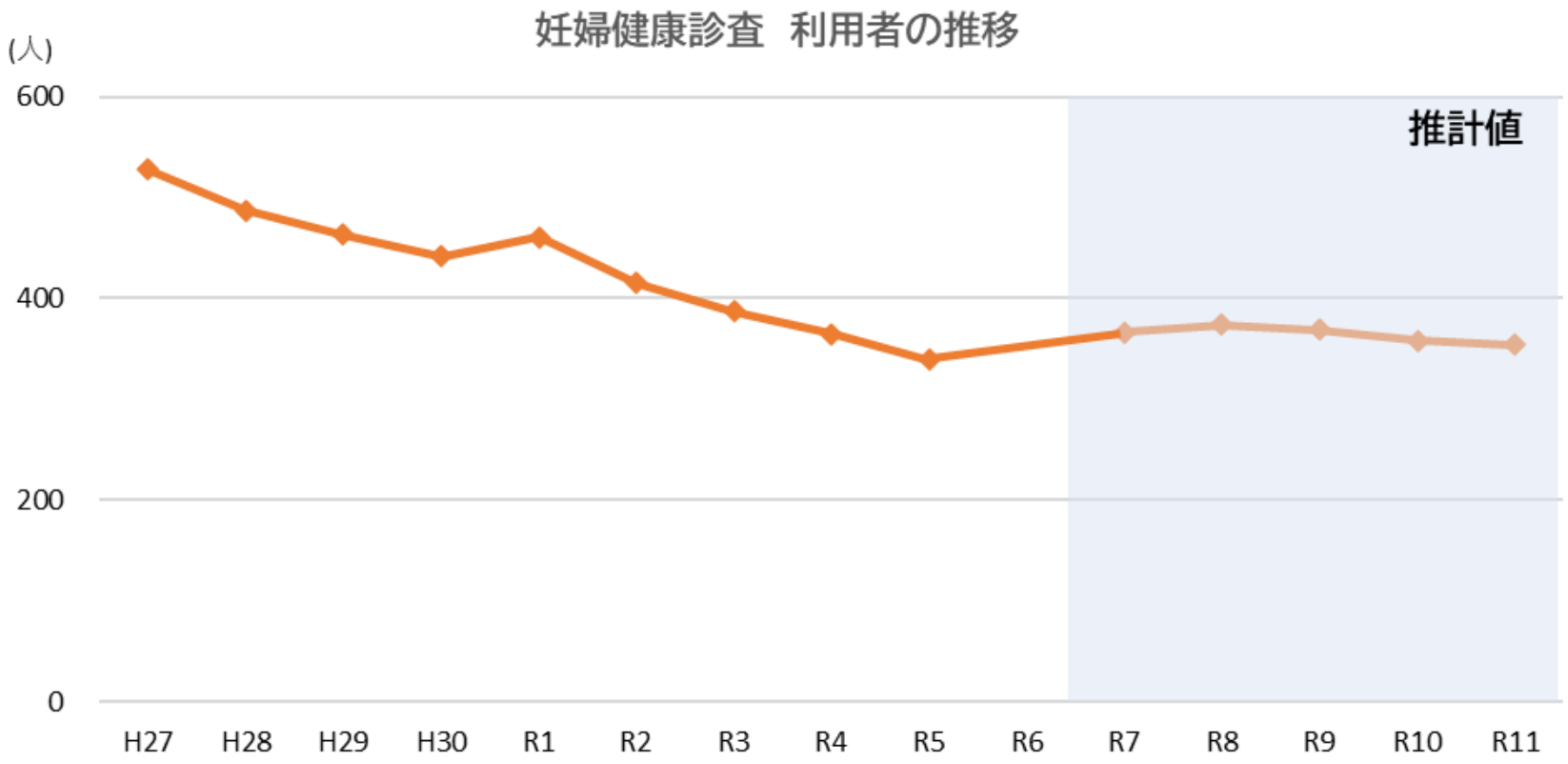

・令和2～5年度にかけてコロナ禍の影響もあり、減少傾向がみられます。令和7年度以降、コロナ禍期間よりも高い水準で推移するものの、微減傾向を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[人口推計における翌年度０歳児数]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
４　乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業。地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問もある。

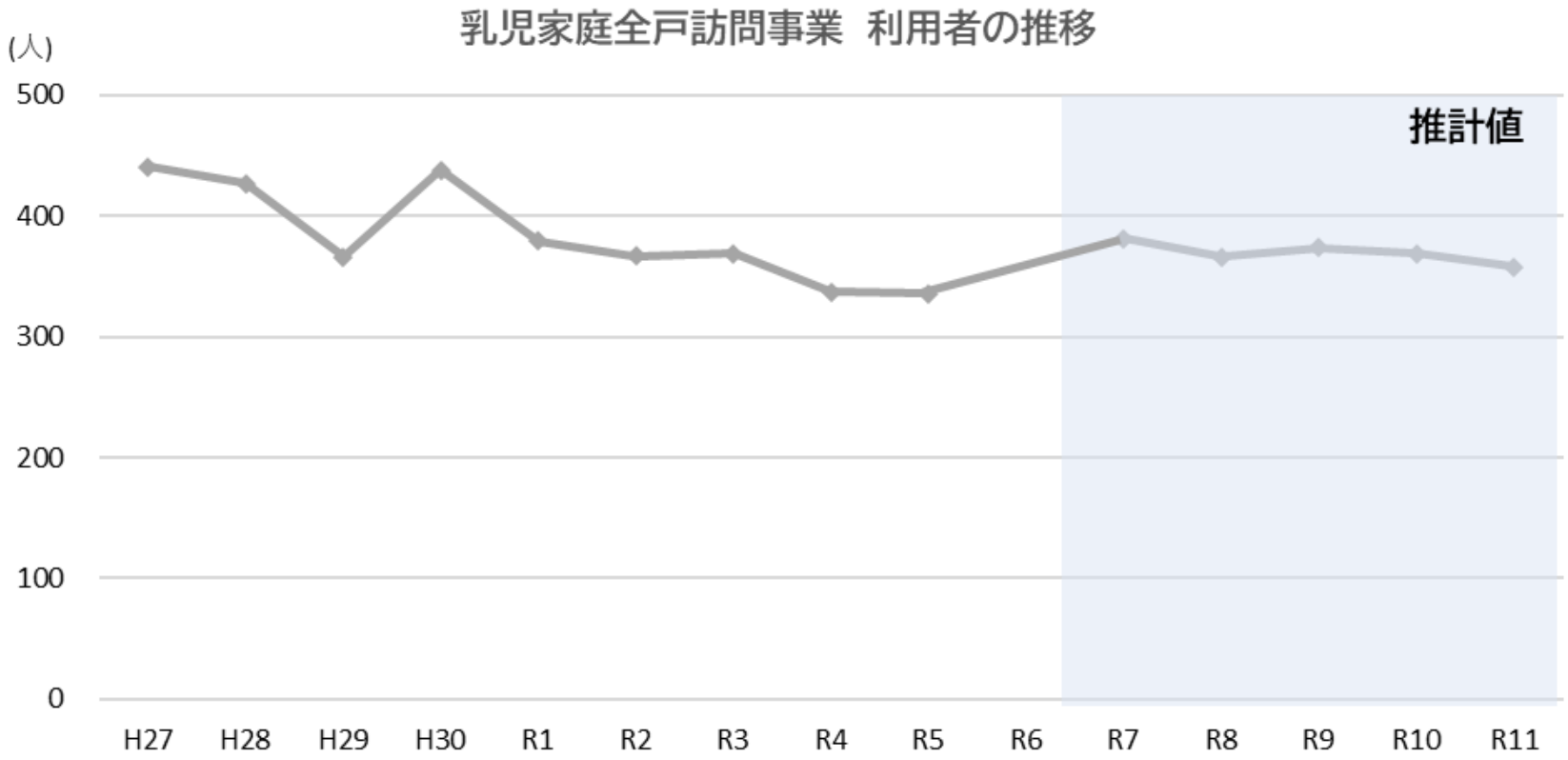

・令和4・5年度にかけて特に低水準となっています。令和7年度以降、コロナ禍期間よりも高い水準で推移するものの、減少傾向を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[人口推計における当該年度の０歳児数]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
5　養育支援訪問事業	育児に関する不安が強いなど、課題のある家庭に対して、訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業。また、要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。

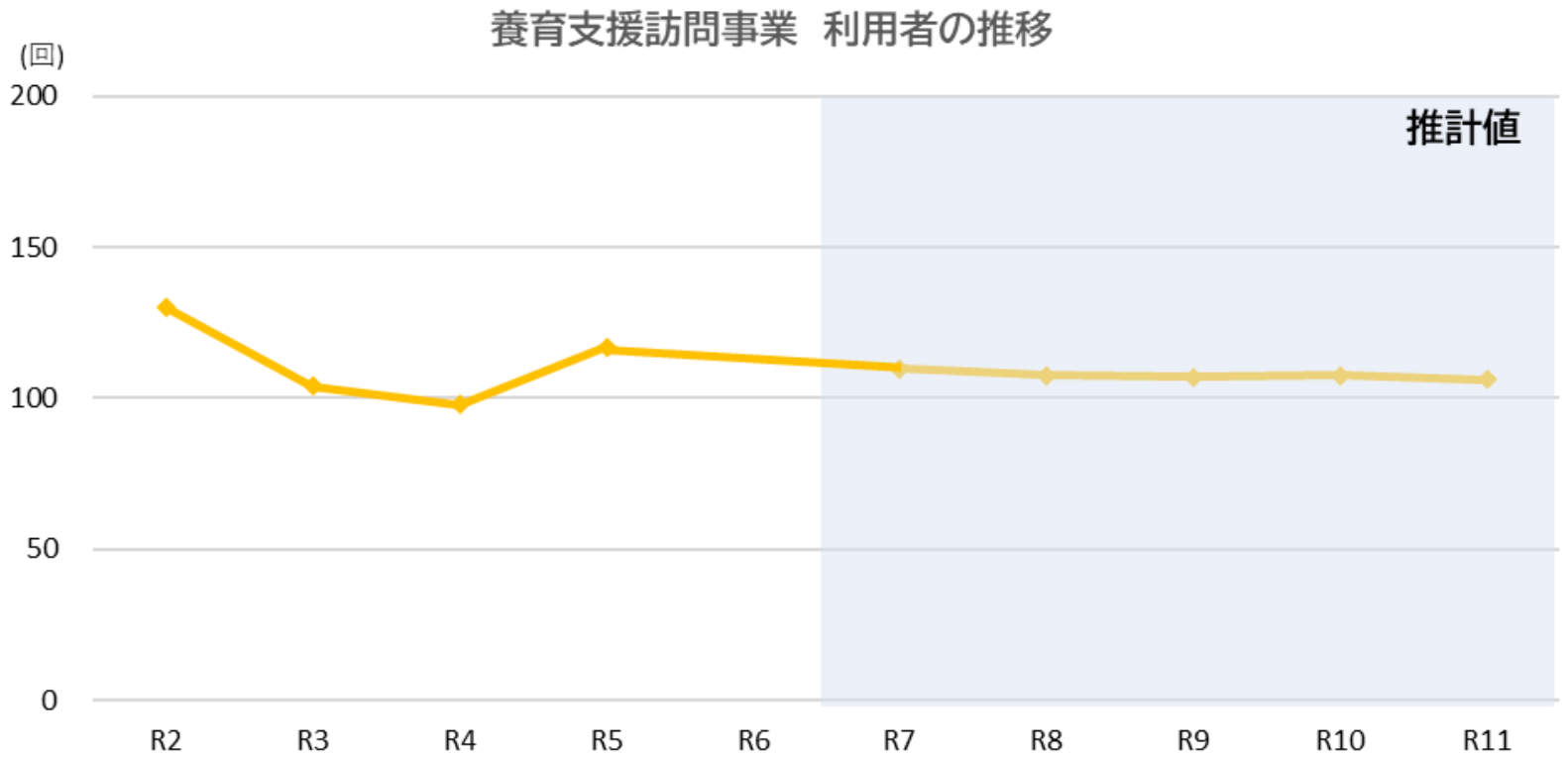

・子どもの数の減少に伴い、微減を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[R5利用実績]117回×[当該年度の就学前児童の人口増減率]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
6　子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ、トワイライトステイ）。守山市内の法人に委託をしている。

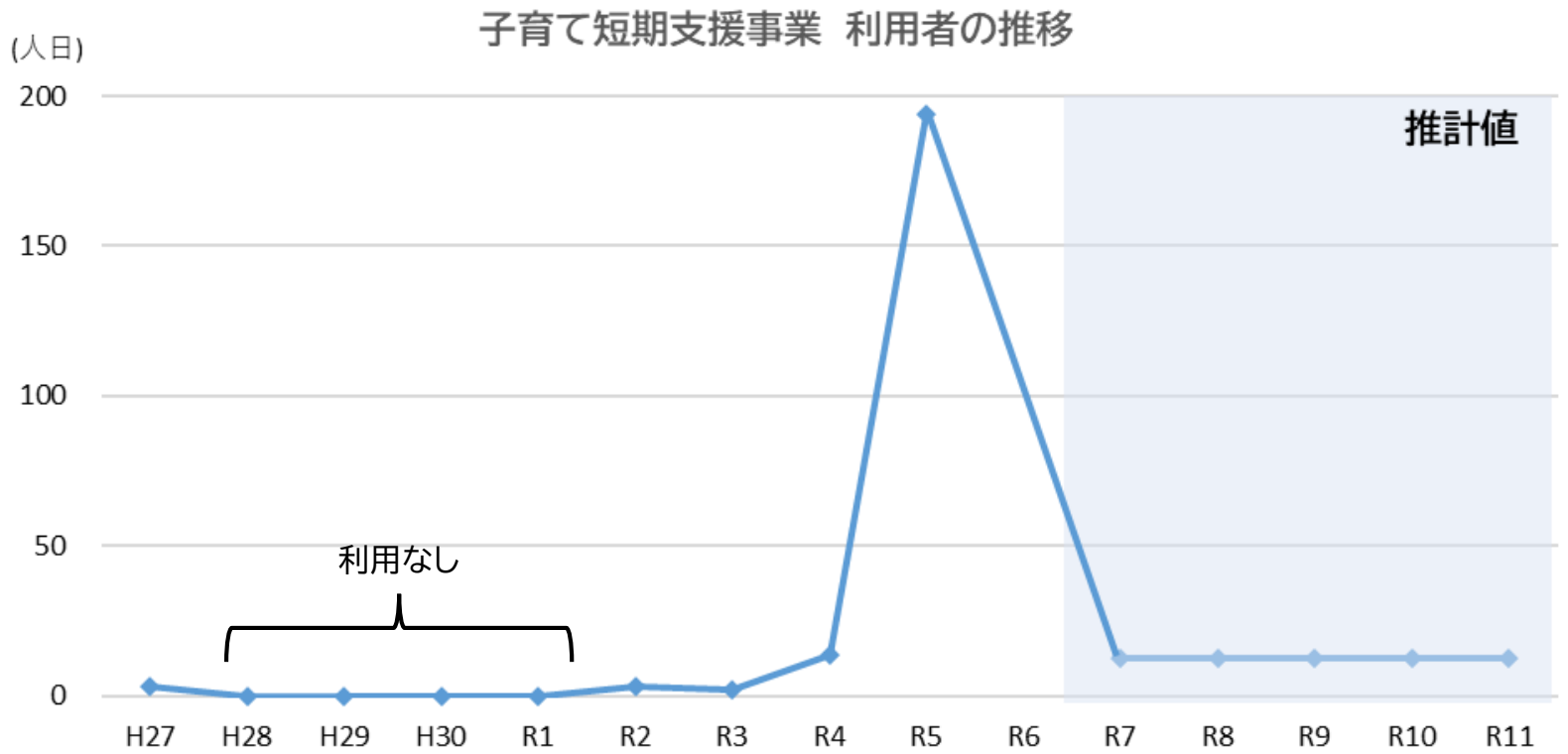

算出式：[R4利用実績]14人日×[当該年度の就学前児童の人口増減率]

・令和5年度に利用が伸びています。利用が人口等に左右される性質の事業ではありませんが、一定の水準での推移を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
7　子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センターのこと。子育て中の保護者を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

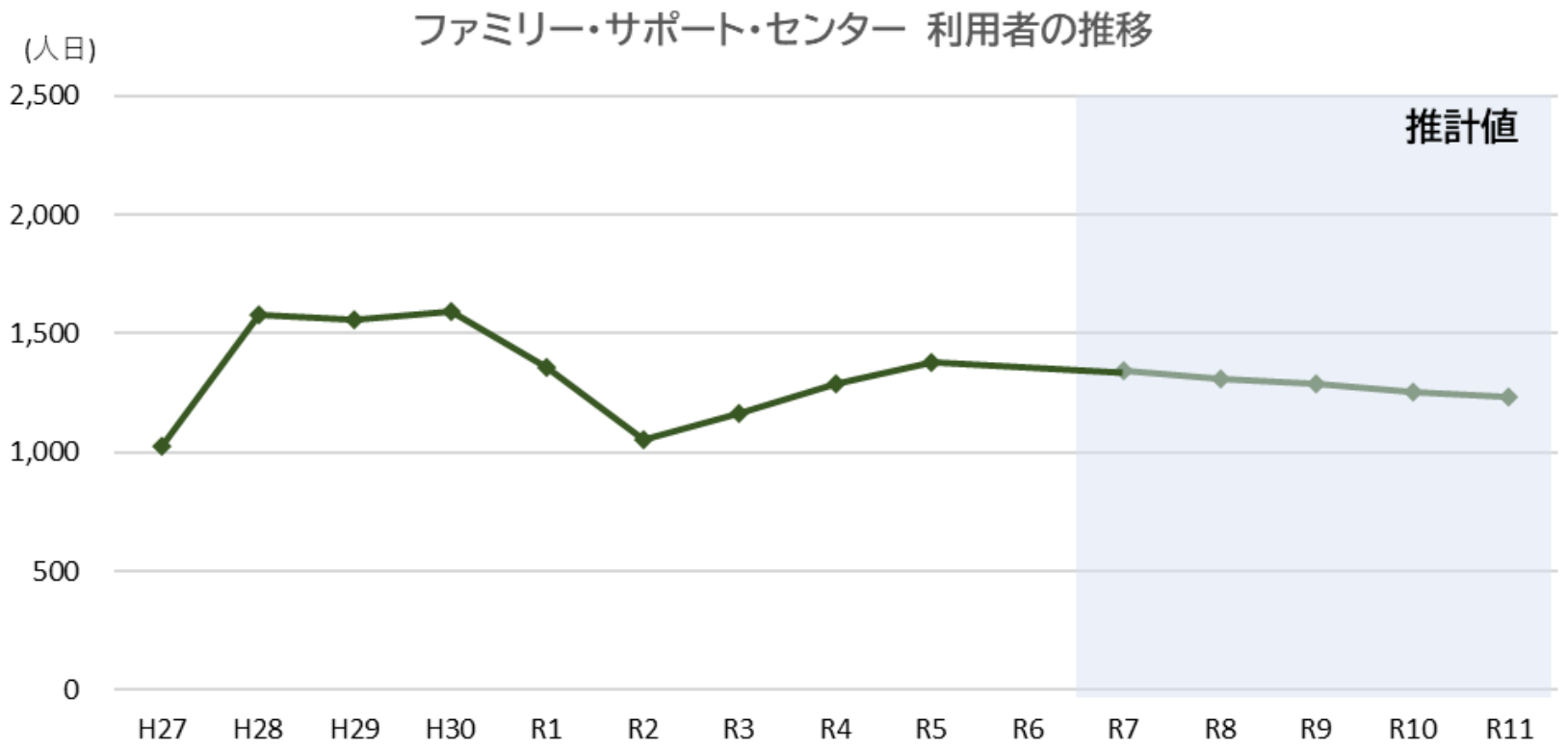

・コロナ禍初年度の令和2年度に利用が大きく減少しましたが、その後、利用は再び増加しています。コロナ禍以前の利用状況や、子どもの人口動向を勘案し、減少傾向を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[当該年度の利用対象人口]×[H28～H30の平均利用率]0.26

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
8　一時預かり事業	①幼稚園の預かり保育 幼稚園の在園児を対象として、時間外の預かり保育を行う事業。

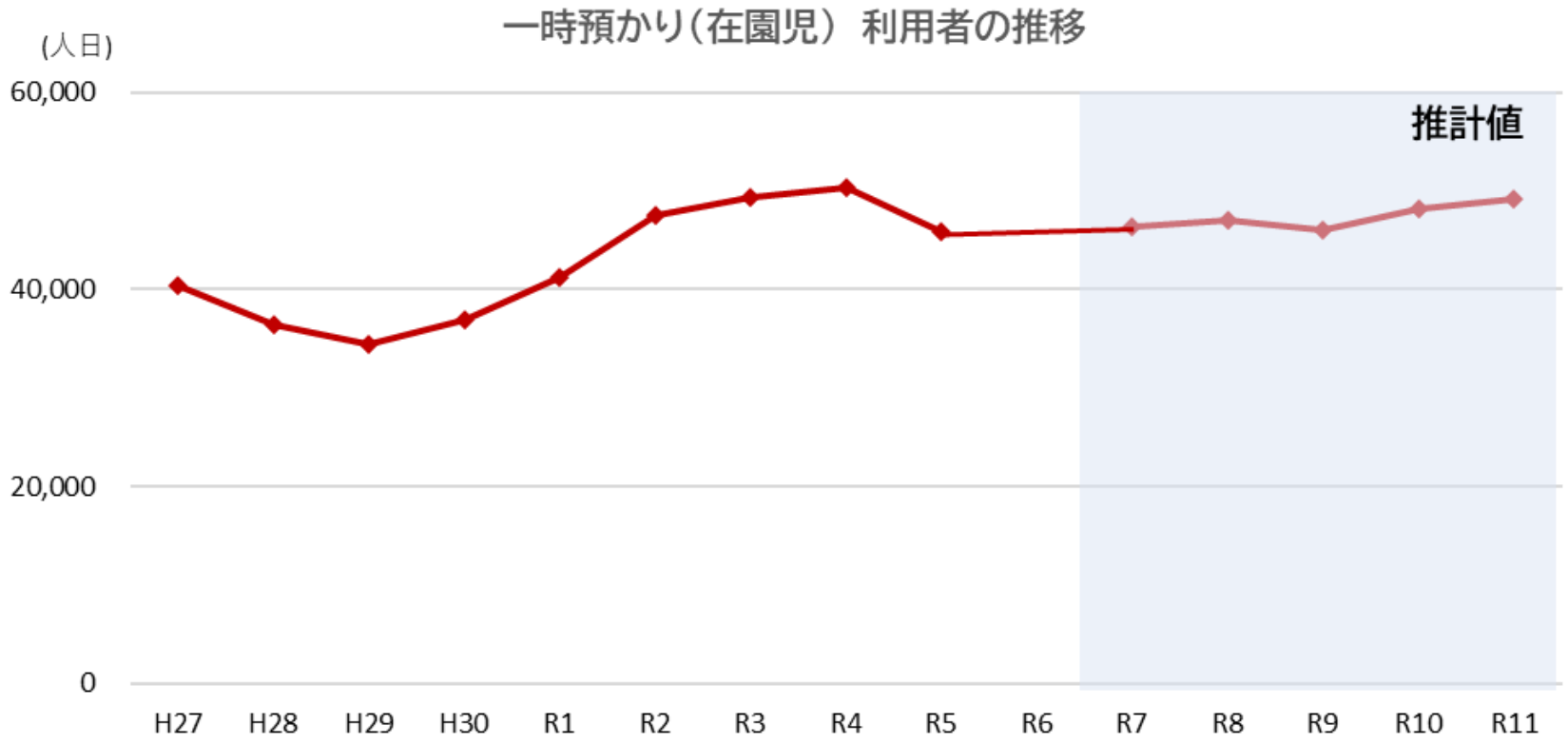

・2号認定（幼稚園）の利用に伴い、増減するものと見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[当該年度の２号認定（幼稚園希望）数]×[利用頻度※]195.1
※利用頻度＝[R5利用実績]45,837人日÷[２号認定（幼稚園希望）数]235人

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
８　一時預かり事業	②幼稚園以外の預かり保育 　家庭での養育が困難な場合や、保護者の子育ての負担軽減が必要な場合に、一時的に預かりを行う事業。

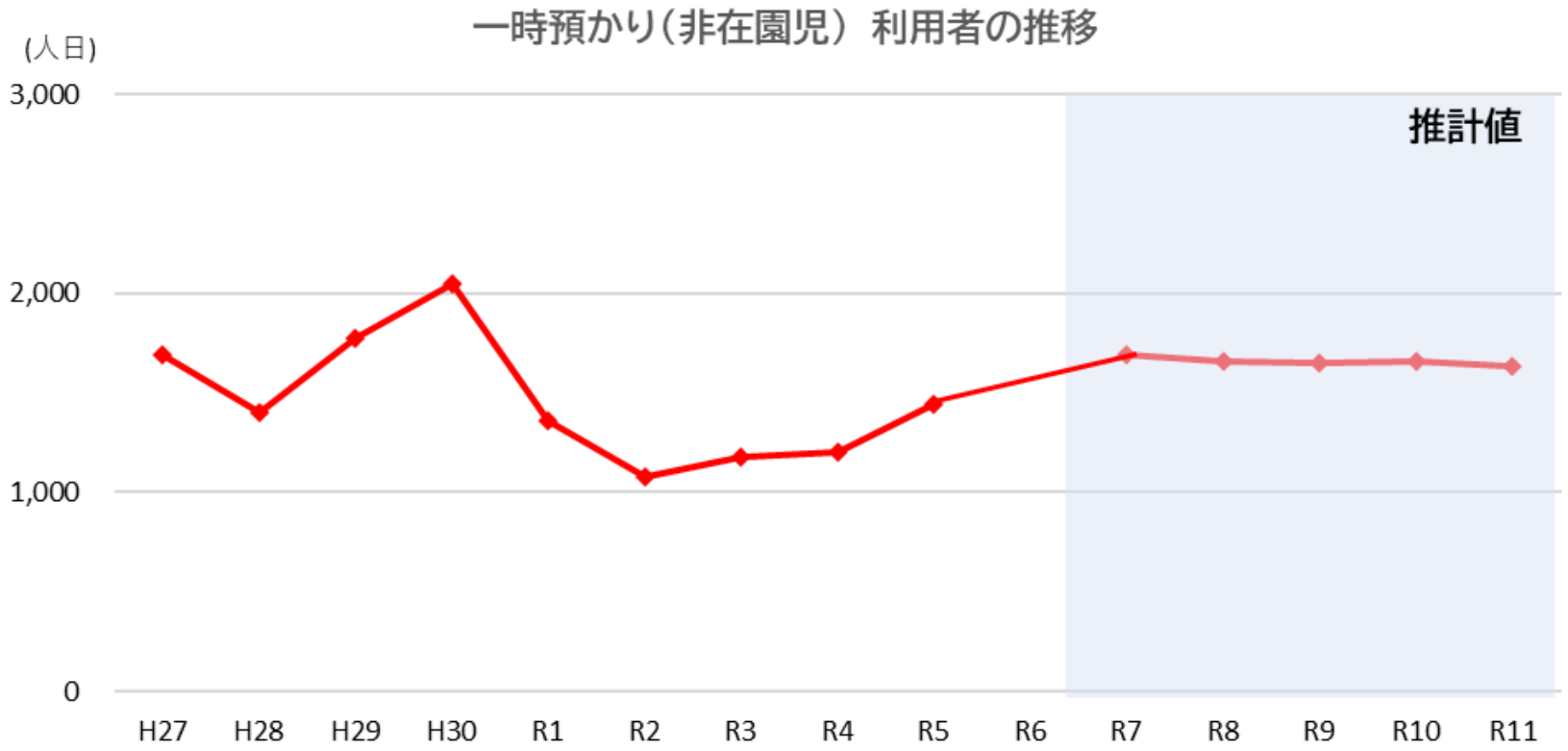

・平成30年度の利用をピークとして、コロナ禍の令和2年度に最も利用が減少しています。令和7年度以降は、令和元～5年度よりも高い水準で推移することを見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[R5利用実績]1,443人日×[当該年度の人口増減率]×[アンケート調査によるニーズ率]1.25

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
９　延長保育事業	保育園等の通所の保育時間を超えて、保育を行う事業。

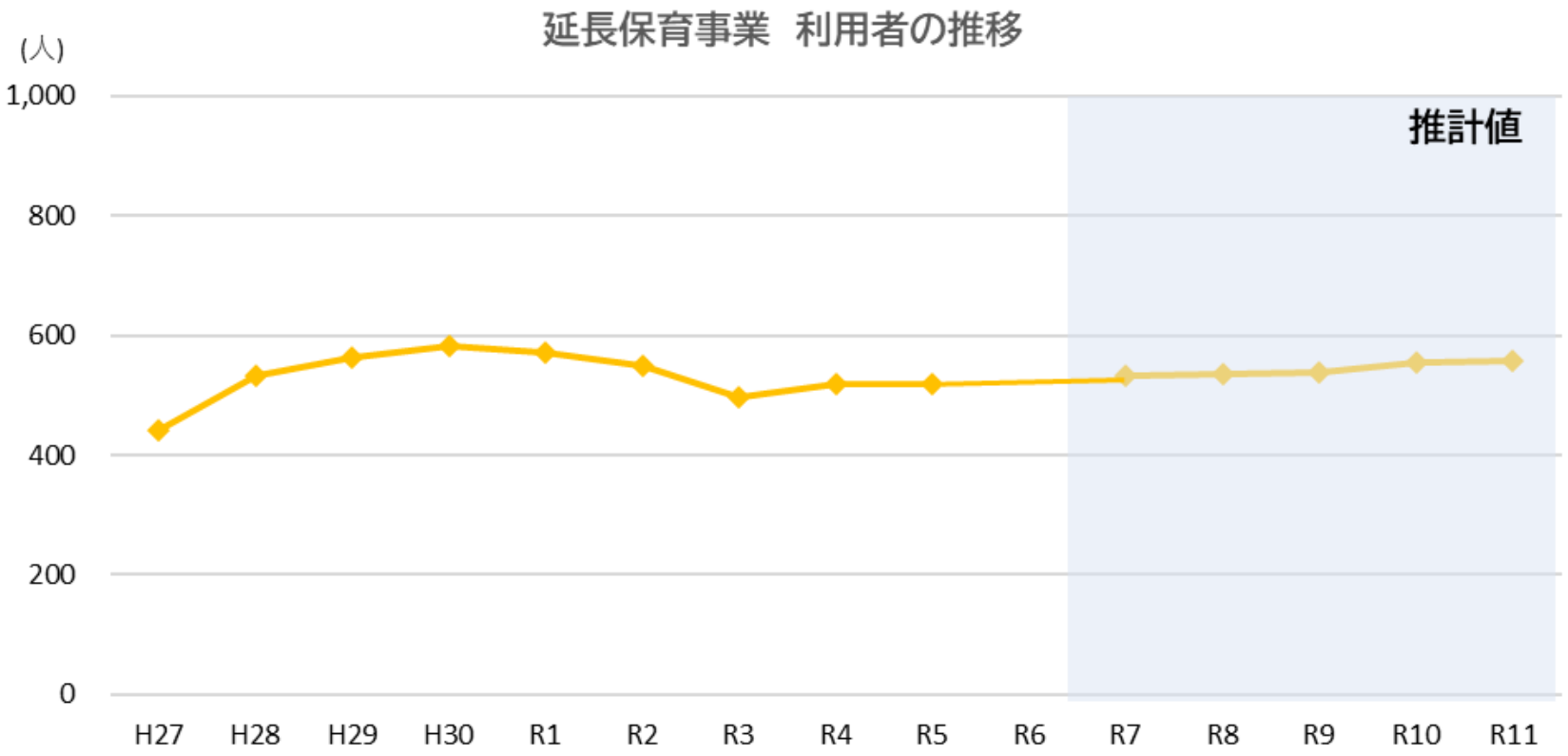

・2・3号認定の増加に伴い、令和7年度以降の本事業の利用は増加を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[R5利用実績]519人×[当該年度の２・３号認定数の増減率]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
10　病児保育事業	病気または病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。

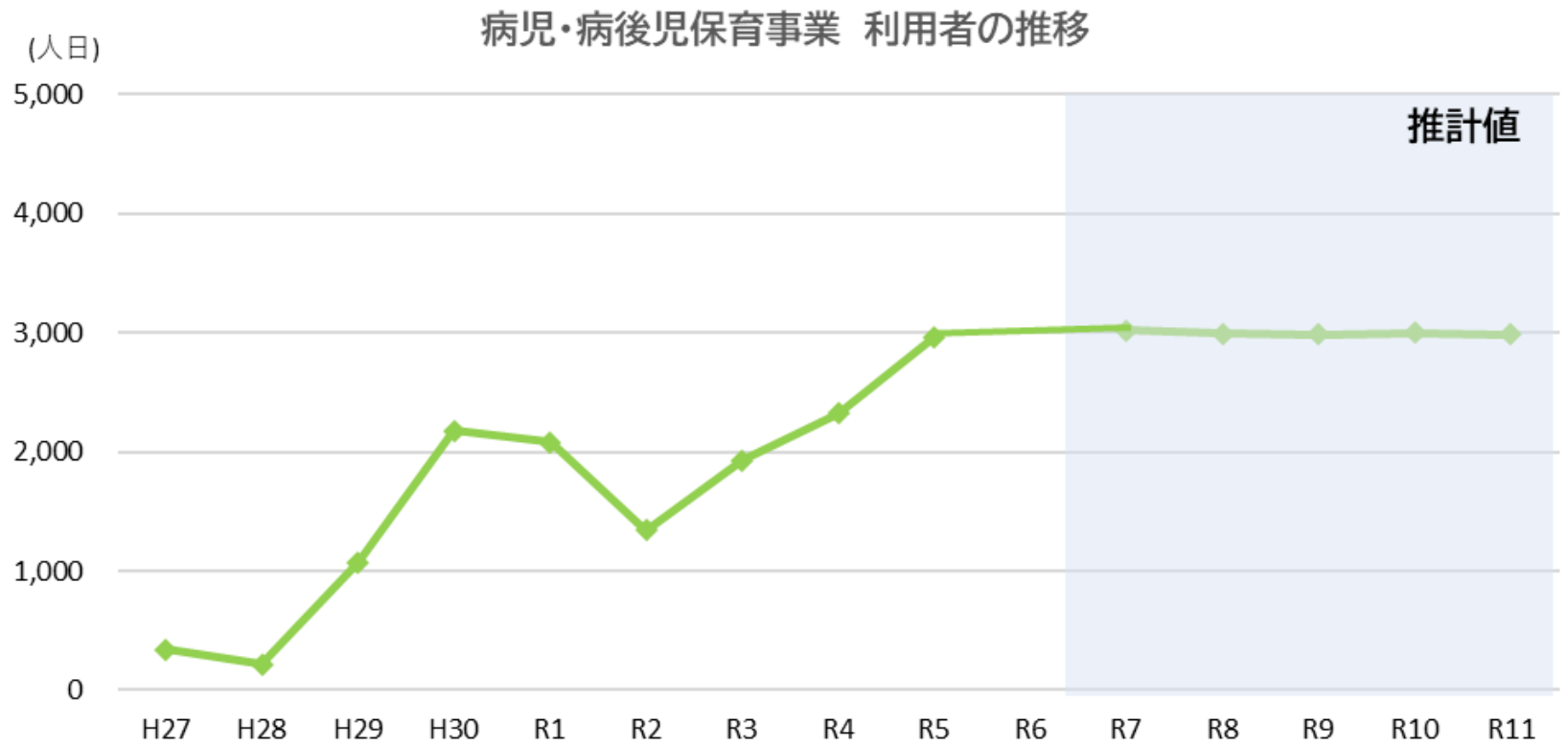

・コロナ禍の影響で令和2年度の利用が大きく減少しましたが、令和3年度以降増加しています。令和7年度以降、一定の水準で推移すると見込みます。

・ニーズ調査においては、子どもが病気のときに預けるところがないという割合が増加しています。現状の定員で、日によって利用できないこともあるものと考えられ、検討が必要です。

算出式
（病児・病後児対応型）：[直近12ヶ月利用実績]1,365人×[アンケート調査による潜在利用率]1.03×[各年度の人口増減率]
（体調不良型）　　：[直近12ヶ月利用実績]1,671人×[各年度の人口増減率]

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
11　放課後児童健全育成事業	学童保育のこと。保護者が労働等の理由により、小学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

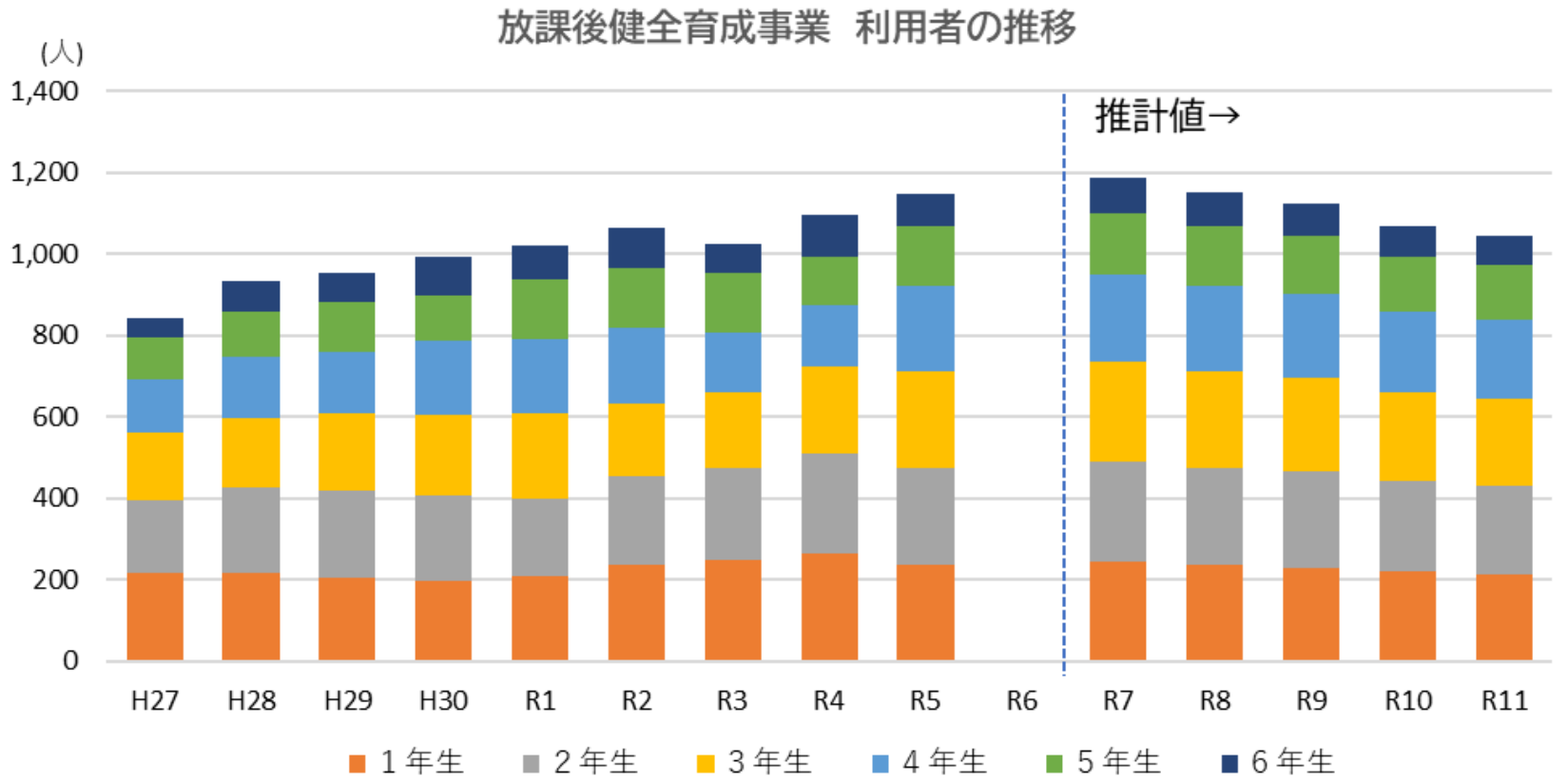

・おおむね増加傾向にあります。平成7年度以降、小学生は減少傾向が見込まれ、利用者も減少するものと見込まれます。

・地区によって充足状況が異なるため、実情をみながら整備の検討が必要です。

算出式：[R5の各年齢人口]×[当該年度の各年齢人口の増減率]×[アンケート調査による潜在利用希望率]1.06

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

【参考】放課後健全育成事業(学区ごと)の推計

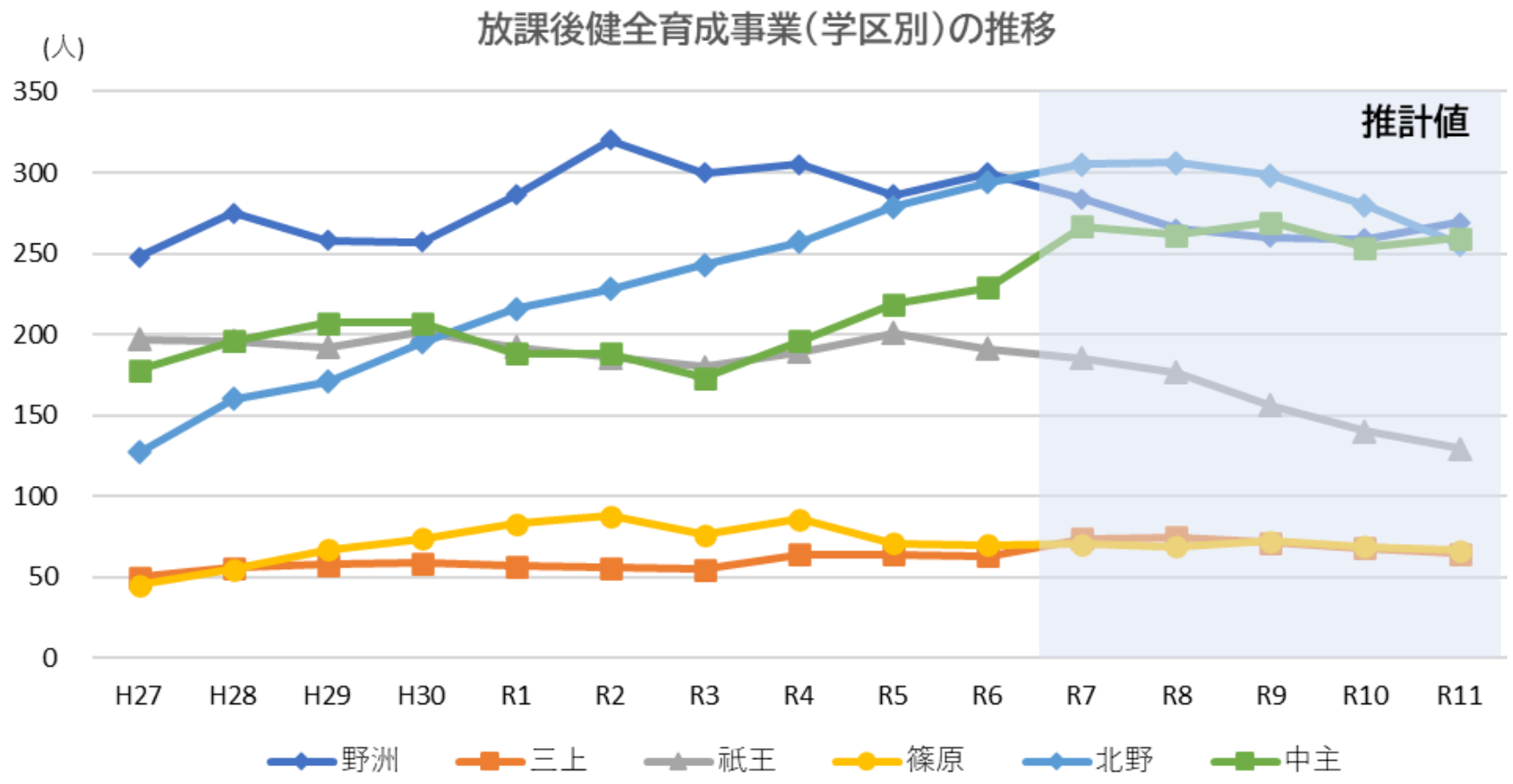

・野洲・祇王小学校区の利用は減少が見込まれます。北野小学校区は、令和8年度まで増加しますが、その後減少に転じると見込まれます。

・中主小学校区においては、開発があった影響で、令和7年度に増加が見込まれます。

・野洲小学校区については、本計画期間中に野洲駅前開発が予定されており、次期計画期間の小学生数に影響があるものと見込みます。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
12　実費徴収に係る補足給付を行う事業	家庭の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用または行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
	【事業方針】 従来の取組を継続します。

事業名	事業概要
13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置等を促進する事業。
	【事業方針】 必要に応じて、認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討します。

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
14　妊婦等包括相談支援事業 【新規】	主に妊婦･その配偶者等に対し、面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業。個人給付と一体的に実施する。

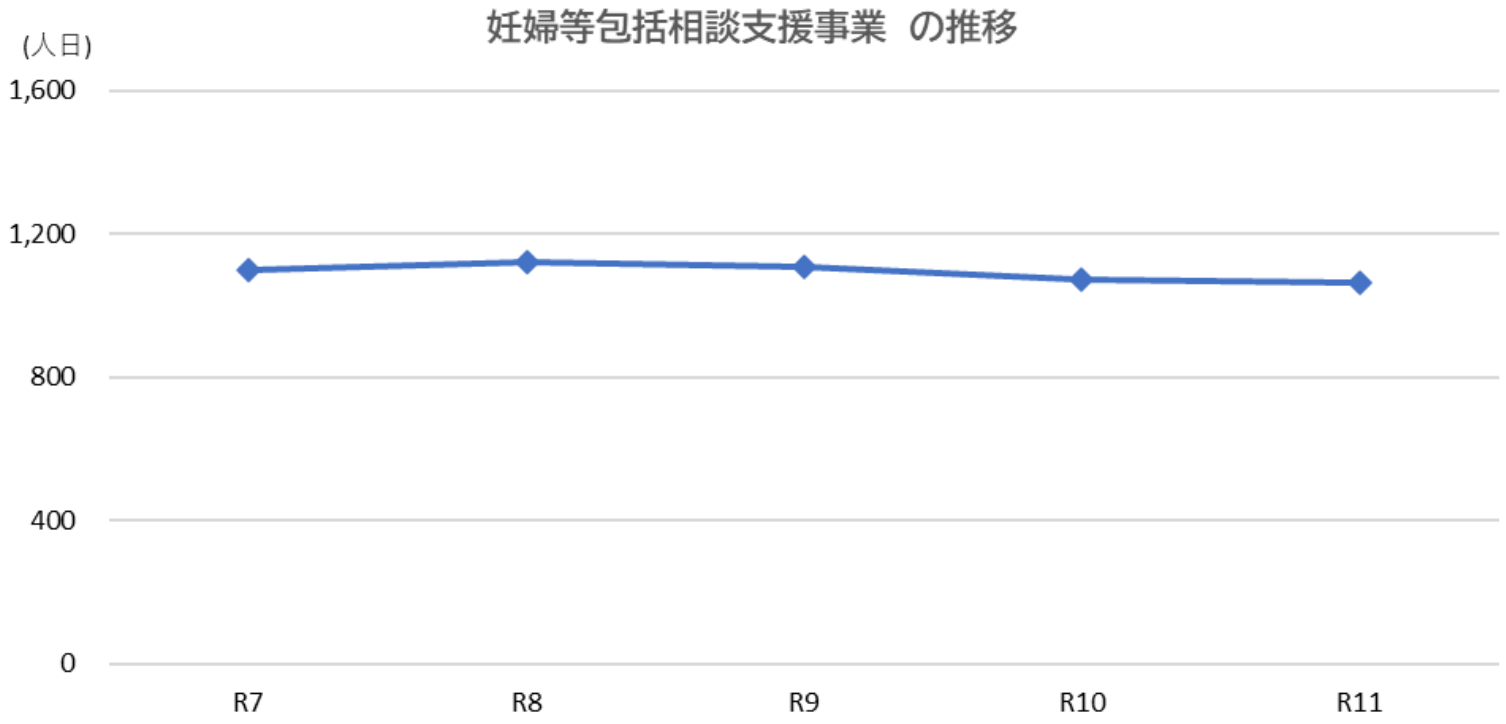

・妊婦等に対して、母子手帳発行時に加え、複数回の面談を行うことで、リスクを早期に把握し、伴走型相談支援を実施します。

算出式：[各年度の妊婦健康診査事業対象者]×[実施回数（アンケート１回+面談２回）]３回

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
15　産後ケア事業【新規】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。本市では令和3年度から実施。

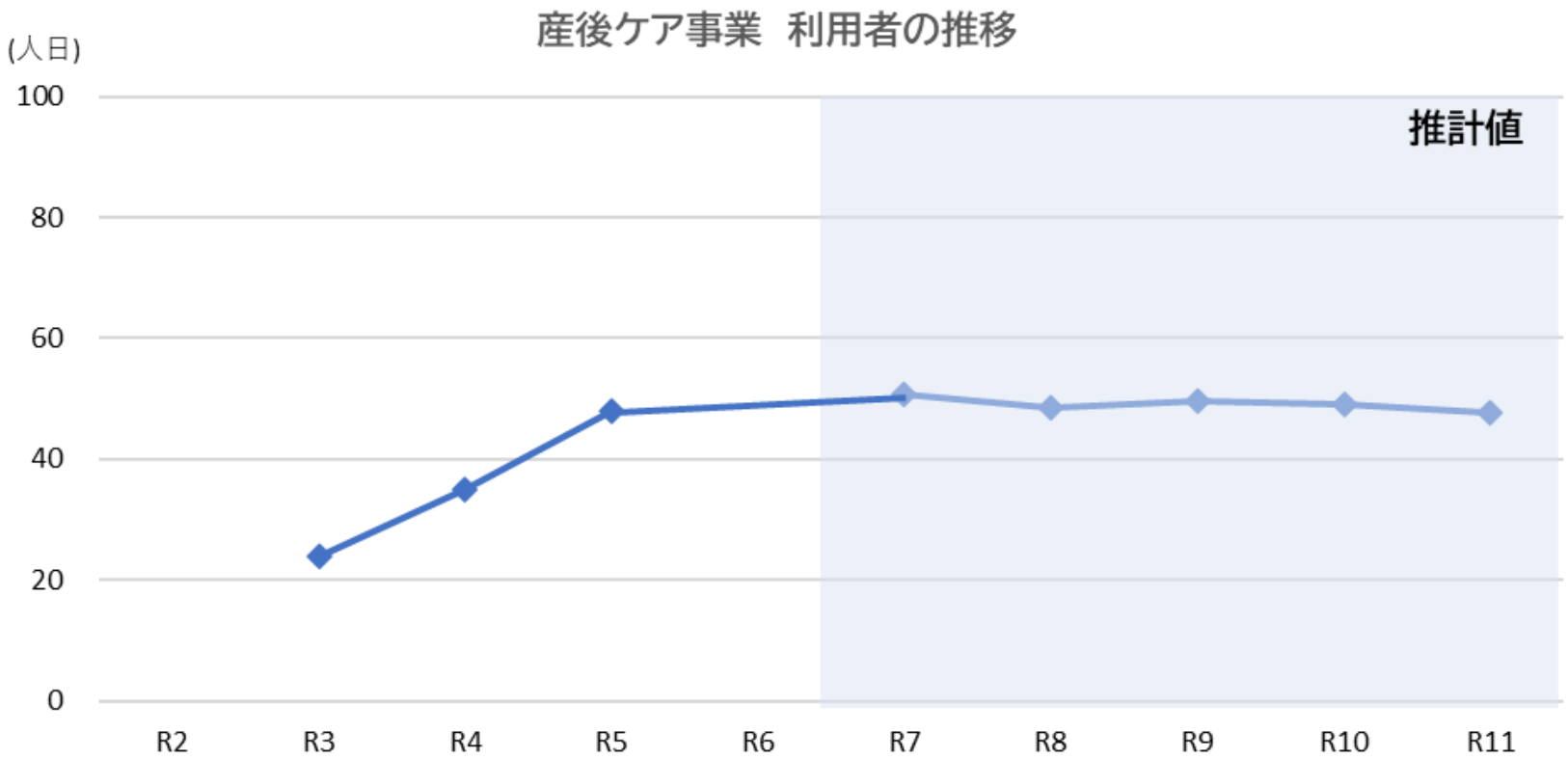

・令和3年度の事業開始以来、利用は増加傾向にあります。人口動向等を勘案し、令和7年度以降、横ばいの推移を見込みます。

・現状の事業で、充足するものと見込みます。

算出式：[当該年度の産婦数]×[R5利用率]0.05×[平均利用回数]2.67

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業概要
16　乳児等通園支援事業 【新規】	「こども誰でも通園制度」として、令和8年度から全国的に実施される事業。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する。

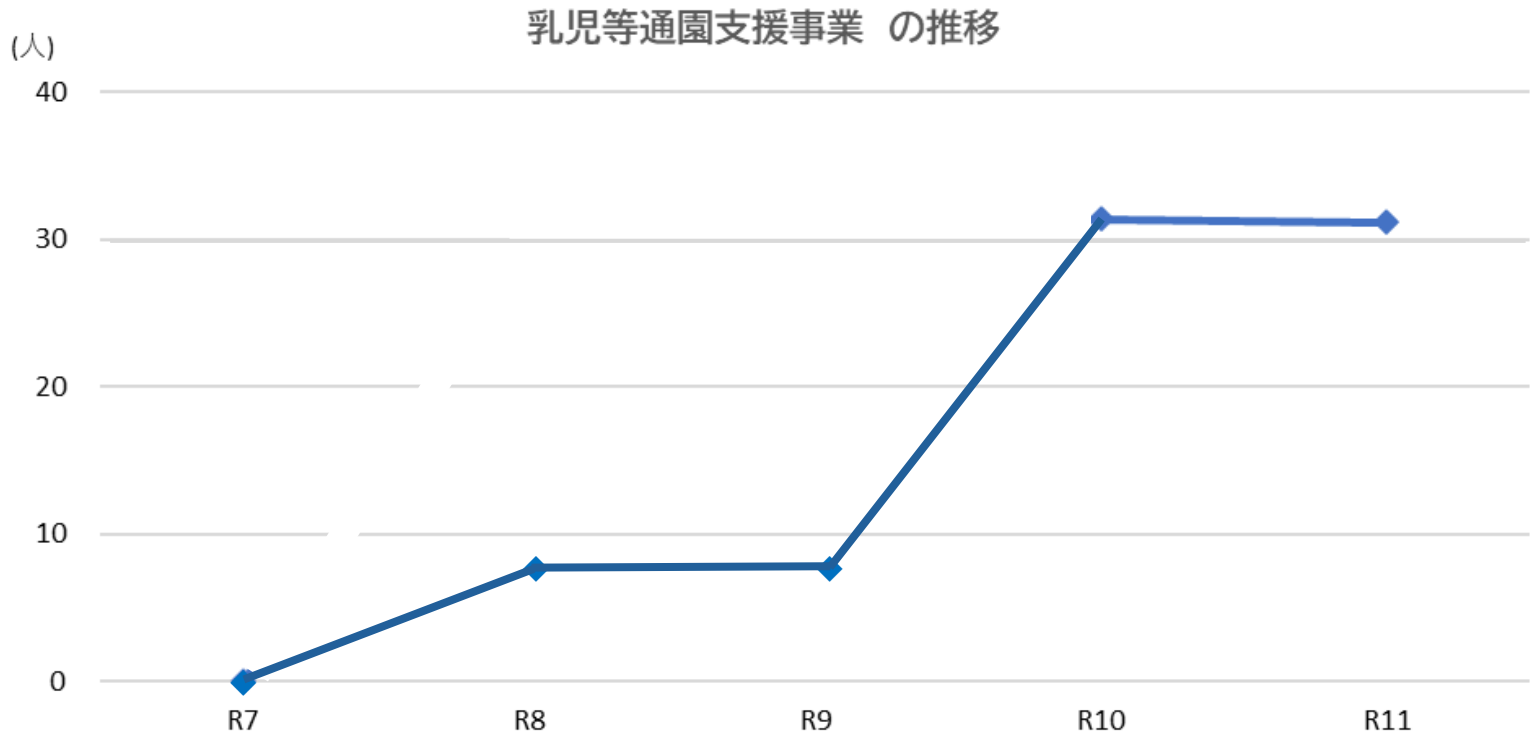

・国の算出手法に基づき、おおむね30人の利用を見込みます。

・令和8・9年度は経過措置での実施を想定

算出式：[各年度の０～２歳の未就園児数]×10時間※×176時間　（国の手引きによる）
※R8～９は、経過措置として３時間を適用